

小千谷市教育行政大綱

平成 28 年 3 月 策定

令和 3 年 3 月 改訂

令和 8 年 3 月 改訂

小 千 谷 市

1. 大綱の名称

この大綱の名称を「小千谷市教育行政大綱」とする。

2. 策定の趣旨

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 1 条の 3 第 1 項の規定に基づき、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、小千谷市における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の方針を定めるものとする。

3. 大綱の対象とする期間

「第六次小千谷市総合計画（令和 7 年度策定／計画期間：令和 8 年度～令和 17 年度）」の計画期間に合わせ、令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間とする。

ただし、期間中においても、必要に応じて見直しを行うこととする。

4. 大綱の内容

「第六次小千谷市総合計画」は、市政運営の指針であり、その教育、文化、スポーツに関する部分は、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の目標や基本方針を定めるものであることから、当該部分をもって大綱に代えることとする。